

<<<新旧対照表>>>

○多治見駅南北連絡線の管理に関する規則（平成22年8月5日規則第63号）の一部を改正する規則
新旧対照表

部署名：道路河川課

新	旧
○多治見駅<u>南北連絡線等</u>の管理に関する規則 平成22年8月5日規則第63号 改正 令和3年12月28日規則第72号 令和4年1月7日規則第2号 多治見駅<u>南北連絡線等</u>の管理に関する規則 (趣旨) 第1条 この規則は、多治見市法定外公共物管理条例（平成15年条例第2号）の規定に基づき、市が多治見市音羽町2丁目地内に設置する都市計画自由通路多治見駅南北連絡線<u>及び多治見市本町1丁目地内及び多治見市音羽町2丁目地内に設置する駅南ペデストリアンデッキ（別図に表示する部分に限る。）</u>（以下「<u>南北連絡線等</u>」という。）を利用する歩行者の円滑な通行の確保を図ること及び賑わいの創出を図るため、<u>南北連絡線等</u>の管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (禁止行為) 第2条 <u>南北連絡線等</u>においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1) <u>南北連絡線等</u>又は<u>南北連絡線等</u>の器物を損傷し、又は汚損すること。 (2) 喫煙をすること。 (3) 座り込み、寝泊まり等をすること。 (4) ダンス、音楽演奏等をすること。 (5) 球戯をし、ローラースケートをし、又はこれらに類する行為をすること。 (6) 自動二輪車、自転車等を持ち込み、乗り入れ、又は留めて置くこと。ただし、鉄道の利用に際し、持込む場合を除く。 (7) 集会、ビラ等の配布又は演説等通行の妨げとなる行為をすること。 (8) 催事を行うこと。 (9) 広告、宣伝等を行うこと。 (10) 物品の展示及び販売を行うこと。 (11) 懸垂幕その他これに類するものを掲示すること。 (12) 前各号に掲げるもののほか、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。 (許可行為)	○多治見駅<u>南北連絡線</u>の管理に関する規則 平成22年8月5日規則第63号 改正 令和3年12月28日規則第72号 令和4年1月7日規則第2号 多治見駅<u>南北連絡線及</u>の管理に関する規則 (趣旨) 第1条 この規則は、多治見市法定外公共物管理条例（平成15年条例第2号）の規定に基づき、市が多治見市音羽町2丁目地内に設置する都市計画自由通路多治見駅南北連絡線<u>（以下「南北連絡線」という。）</u> を利用する歩行者の円滑な通行の確保を図ること及び賑わいの創出を図るため、<u>南北連絡線</u>の管理に関し必要な事項を定めるものとする。 (禁止行為) 第2条 <u>南北連絡線</u>においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。 (1) <u>南北連絡線</u>又は<u>南北連絡線</u>の器物を損傷し、又は汚損すること。 (2) 喫煙をすること。 (3) 座り込み、寝泊まり等をすること。 (4) ダンス、音楽演奏等をすること。 (5) 球戯をし、ローラースケートをし、又はこれらに類する行為をすること。 (6) 自動二輪車、自転車等を持ち込み、乗り入れ、又は留めて置くこと。ただし、鉄道の利用に際し、持込む場合を除く。 (7) 集会、ビラ等の配布又は演説等通行の妨げとなる行為をすること。 (8) 催事を行うこと。 (9) 広告、宣伝等を行うこと。 (10) 物品の展示及び販売を行うこと。 (11) 懸垂幕その他これに類するものを掲示すること。 (12) 前各号に掲げるもののほか、公益上又は管理上支障を及ぼすおそれのある行為をすること。 (許可行為)

新	旧
第3条 市長は、前条の規定にかかわらず、同条第4号、第5号、第6号本文及び第8号から第12号までに掲げる行為が、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるものに限り、当該行為を許可することができる。 (1) 国、地方公共団体、その他公共団体、公共的団体又は公益団体が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するもの (2) 多治見市又は多治見市教育委員会の共催、後援又は協賛の承認を受けたもの (3) その他市長が特に必要があると認めたもの 2 前項の許可を受けようとする者は、あらかじめ多治見駅<u>南北連絡線等</u>使用許可申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。 3 市長は、第1項の許可をしたときは、多治見駅<u>南北連絡線等</u>使用許可書（別記様式第2号）を交付する。 4 市長は、第1項の許可に際し、<u>南北連絡線等</u>の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。 （違反者等に対する措置） 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、違反行為の中止、違反物件の撤去若しくは<u>南北連絡線等</u>からの退去を求め、又は前条の許可を取り消すことができる。この場合において、市長の求めに応じないときは、必要な措置を講ずるものとする。 (1) 前条の許可を受けないで第2条第4号、第5号、第6号本文及び第8号から第12号までに掲げる行為をした者 (2) 前条第4項の規定により付された条件に違反した者 (3) 第2条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる行為をした者 （損害の賠償） 第5条 <u>南北連絡線等</u>を利用する者が<u>南北連絡線等</u>又は<u>南北連絡線等</u>の器物を損傷し、又は汚損したときは、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、その全部又は一部を免除することができる。 （利用の禁止又は制限） 第6条 市長は、<u>南北連絡線等</u>の損傷等により、その利用が危険であると認めたとき、又は管理上やむを得ないと認めたときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。 （その他）	第3条 市長は、前条の規定にかかわらず、同条第4号、第5号、第6号本文及び第8号から第12号までに掲げる行為が、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるものに限り、当該行為を許可することができる。 (1) 国、地方公共団体、その他公共団体、公共的団体又は公益団体が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するもの (2) 多治見市又は多治見市教育委員会の共催、後援又は協賛の承認を受けたもの (3) その他市長が特に必要があると認めたもの 2 前項の許可を受けようとする者は、あらかじめ多治見駅<u>南北連絡線</u>使用許可申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。 3 市長は、第1項の許可をしたときは、多治見駅<u>南北連絡線</u>使用許可書（別記様式第2号）を交付する。 4 市長は、第1項の許可に際し、<u>南北連絡線</u>の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。 （違反者等に対する措置） 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、違反行為の中止、違反物件の撤去若しくは<u>南北連絡線等</u>からの退去を求め、又は前条の許可を取り消すことができる。この場合において、市長の求めに応じないときは、必要な措置を講ずるものとする。 (1) 前条の許可を受けないで第2条第4号、第5号、第6号本文及び第8号から第12号までに掲げる行為をした者 (2) 前条第4項の規定により付された条件に違反した者 (3) 第2条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる行為をした者 （損害の賠償） 第5条 <u>南北連絡線</u>を利用する者が<u>南北連絡線</u>又は<u>南北連絡線</u>の器物を損傷し、又は汚損したときは、市長の指示に従い、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、その全部又は一部を免除することができる。 （利用の禁止又は制限） 第6条 市長は、<u>南北連絡線</u>の損傷等により、その利用が危険であると認めたとき、又は管理上やむを得ないと認めたときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。 （その他）

新	旧
第7条 この規則に定めるもののほか、<u>南北連絡線等</u>の管理に関し必要な事項は、多治見市法定外公共物管理条例施行規則（平成15年規則第33号）に定めるところによる。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和3年12月28日規則第72号） 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。 2 この規則の施行の際、改正前の各規則の規定による様式（以下「旧様式」という。）により現に提出されている文書は、改正後の各規則の規定による様式により提出されている文書とみなす。 3 この規則の施行の際現に存する旧様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（令和4年1月7日規則第2号） 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の第3条第1項並びに第4条第1号及び第3号の規定は、施行日以後にされた使用許可申請から適用し、施行日前にされた使用許可申請については、なお従前の例による。 <u>別記様式第1号（第3条関係）</u> <u>別記様式第2号（第3条関係）</u> <u>別図（第1条関係）</u>	第7条 この規則に定めるもののほか、<u>南北連絡線</u>の管理に関し必要な事項は、多治見市法定外公共物管理条例施行規則（平成15年規則第33号）に定めるところによる。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 附 則（令和3年12月28日規則第72号） 1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。 2 この規則の施行の際、改正前の各規則の規定による様式（以下「旧様式」という。）により現に提出されている文書は、改正後の各規則の規定による様式により提出されている文書とみなす。 3 この規則の施行の際現に存する旧様式は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則（令和4年1月7日規則第2号） 1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の第3条第1項並びに第4条第1号及び第3号の規定は、施行日以後にされた使用許可申請から適用し、施行日前にされた使用許可申請については、なお従前の例による。 <u>別記様式第1号（第3条関係）</u> <u>別記様式第2号（第3条関係）</u> <u>【新設】</u>
摘要	改正理由